第２　権利の変更及び納付方法

１　権利の変更

⑴　①更生手続開始決定日の前日までに生じた延滞金等及び③更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までに生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。ただし、徴収権者の同意を得られなかった延滞金等については、後記２納付方法の定めに従って納付する。

⑵　徴収する権限を有する者の意見を聴き、②更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受け、④更生計画認可決定日から完納日までの間に生じる延滞金等については、完納された日に全額の免除を受ける。

２　納付方法

別表９「租税等の請求権納付計画表」の「納付額」欄記載の金額を、更生計画認可決定後３か月が経過する日の属する月の末日限り、一括して納付する。

第４節　会員債権に関する権利の変更と弁済方法

第１　確定更生債権

確定した預託金債権等は、別表10「会員債権弁済計画表」のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

元本等更生債権　184億2280万8663円

開始後利息等　　額未定

預託金債権者数　2157名（重複含む）

第２　権利の変更と弁済方法

１　権利の変更

⑴　全ての預託金債権等は、更生計画認可決定日において、以下の権利の変更を受ける。

ア　元本等更生債権については、元本等更生債権に3.425％を乗じ、100円未満を切り捨てた額（弁済額）を控除した残額につき免除を受ける。

イ　開始後利息等については、全額の免除を受ける。

預託金債権者に対する弁済額は、別表10「会員債権弁済計画表」の「弁済額」欄記載のとおりである。

⑵　旧プレー権は、選択期間末日の経過をもって全て消滅する。

なお、更生会社は、実行日が平成27年４月１日を経過した場合であっても、旧プレー権に対応する平成27年度以降の年会費請求権を放棄する。

２　弁済方法の選択

預託金債権者は、上記権利の変更後の預託金債権等について、本項の定めに従い、弁済方法の選択をする。

⑴　継続選択

預託金債権者（なお、認可決定日以前に更生会社に対し退会意思を表示している預託金債権者も含む。）は、選択期間内に、以下の条件を全て満たす場合、継続選択をすることができる（ただし、後記⑶アの特則がある。）。

①　単位債権を一単位以上有すること

②　選択期間内に、指定の意思確認書（以下「本件確認書」という。）を用いて、継続会員となることを選択して、社団ツインの社員となり、指定の基金引受申込書を用いて、社団ツインに対し、基金を引き受ける旨の申込みを適式に行うこと

③　社団ツインの入社承認を受けること

なお、一単位を上回る権利の変更後の更生債権（弁済額）を有する預託金債権者は、一単位債権毎に継続選択をすることができ、全ての単位債権について選択を行った後に残額がある場合には、当該残額は非拠出対象債権となる（ただし、後記⑶イの特則がある。）。

⑵　退会選択

選択期間内に、社団ツインに対し、本件確認書を用いて、退会する旨の選択をすることで、退会選択をすることができる。また、上記⑴の定めに従い、適式に継続選択がなされなかった場合には、選択期間末日の経過により、退会選択がなされたものとみなす。

⑶　追加拠出の特則

ア　弁済額が25万円未満である預託金債権者であっても、730万円から元本等更生債権を控除した残額を、選択期間内に更生会社に支払うことを条件として、本項⑴①の要件を充足したものとし、継続選択をすることができる。

イ　権利の変更後、一単位を上回る更生債権（弁済額）を有する預託金債権者が、全ての単位債権について継続選択を行った後に弁済額に残額がある場合、下記計算により算出される金額を更生会社に支払うことを条件に、当該残額と合算して一口（一単位）の拠出対象債権を取得したものとみなし、当該残額についてさらに継続選択をすることを可能とする。

記

730万円－（元本等更生債権額－（730万円×本特則によらずに継続選択を行った口数））

３　弁済方法

⑴　継続選択

ア　拠出対象債権については、実行日において、一括して弁済する。

もっとも、拠出対象債権は、社団ツインの基金に現物拠出（債権譲渡）されるため、継続会員に対しては、更生計画による弁済は直接にはなされない。

イ　非拠出対象債権については、更生計画認可決定確定後６か月が経過する日の属する月の末日限り、一括して弁済する。

⑵　退会選択

更生計画認可決定確定後６か月が経過する日の属する月の末日限り、一括して弁済する。

第５節　その他の一般更生債権に関する権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権の内容

会員債権以外の確定更生債権は、別表11「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。

元本等更生債権　　103万7820円

開始後利息等　　０円

確定更生債権者数　３名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　権利の変更

元本等更生債権については、更生計画認可決定日において、元本等更生債権に3.425％を乗じ、100円未満を切り捨てた額（弁済額）を控除した残額につき免除を受ける。

２　弁済方法

別表11「一般更生債権弁済計画表」の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後６か月を経過する日の属する月の末日限り、一括して弁済する。